

一般社団法人 岐阜銀行協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人岐阜銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、経済の発展と国民生活の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- 二 相談所の設置、運営
- 三 金融経済教育に係る支援
- 四 金融犯罪の防止に関する関係官庁および金融機関との連携
- 五 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁および金融機関との連携
- 六 他の金融機関および産業界との連絡
- 七 社員相互の親交および連絡
- 八 銀行に関する広報
- 九 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

第3章 社員

(要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、岐阜県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行とする。

(入会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

第7条 本協会の会員は、加入金および会費を支払う義務を負う。

- 2 加入金および会費の算出基準は、社員総会において定める。
- 3 既納の加入金および会費は、返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収する。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款に違反したとき
- 二 本協会の体面を著しく毀損する行為をしたとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第5条に定める社員としての要件の欠如
- 二 解散または合併による消滅
- 三 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 四 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める銀行は、すでに社員であるときを除き、当該社員からその資格を継承することができる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ前条第一号または第二号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- 四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第一号または第二号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- 五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散および残余財産の処分
- 七 理事会において、社員総会に付議すべきことを決議した事項
- 八 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもつて、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、各社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定める事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

第19条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該記載した議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

3 電磁的方法による議決権の行使は、電磁的方法の種類および内容を示し、書面または電磁的方法による本協会の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本協会に提供して行うものとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および社員総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名、押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会に次の役員を置く。

一 理事 5名以上11名以内

二 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事または常務理事とし、会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事または常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事および監事は社員の役職員の中から選任する。ただし、社員の役職員以外の者から理事1名および監事1名を選任することができる。

3 会長および専務理事または常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する
- 3 専務理事または常務理事は、会長を補佐して業務を執行する。
- 4 会長および専務理事または常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第21条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。

- 一 本定款に違反したとき
- 二 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事または常務理事は社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定

- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び専務理事または常務理事の選定及び解職
- 四 その他この定款に別に定める職務

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名、押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第35条 本協会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号および第四号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表

- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、社員総会の決議で変更することができる。

（解散）

第38条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

（残余財産の処分）

第39条 本協会が解散する場合において有する残余財産の処分は、社員総会の決議によるものとする。この決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第10章 事務局

（事務局）

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

（定款の施行に必要な事項の定め）

第42条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

第2条 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の会長等)

第3条 本協会の最初の会長は堀江博海とする。また、本協会の最初の専務理事は川瀬茂己とする。

(法令の準拠)

第4条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令に従う。

令和5年4月1日 改定